

被害女性

- 【支援対象】
- ・DV被害女性
  - ・ストーカー被害女性
  - ・性暴力被害女性
  - ・人身取引被害女性 等

**婦人相談員**

- ・ 婦人相談所や福祉事務所に配置
- ・ DV等に係る相談・情報提供等を行う

**婦人相談所** 府内1カ所 大阪府女性相談センター

- ・ DV等に係る相談・カウンセリング・情報提供を行う
- ・ 婦人相談所は配偶者暴力相談支援センターとしても位置付けられている

**一時保護所** 府内1カ所

- ・ DV被害等女性、同伴児童に係る短期間の一時保護を行う。
- ・ 保護の期間は概ね2週間程度。適切な保護が見込まれる場合、民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等へ一時保護委託。
- ・ 中長期的な支援が必要な場合、婦人保護施設への入所措置決定を行う。

**福祉事務所（もしくは市町村）**

生活保護、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当の支給 等

**婦人保護施設**  
府内1カ所

大阪府立女性自立支援センター

- ・ DV被害女性等に生活支援・心理的ケア・自立支援を行う
- ・ 支援機関は中長期で、概ね1か月以上。

**民間シェルター等**  
(一時保護委託)

- ・ 保護の期間は概ね2週間程度

**母子生活支援施設**

生活支援、子育て支援  
心理的ケア、自立支援

他省庁等関係機関

警察

裁判所

公営住宅窓口

等

連携・協力

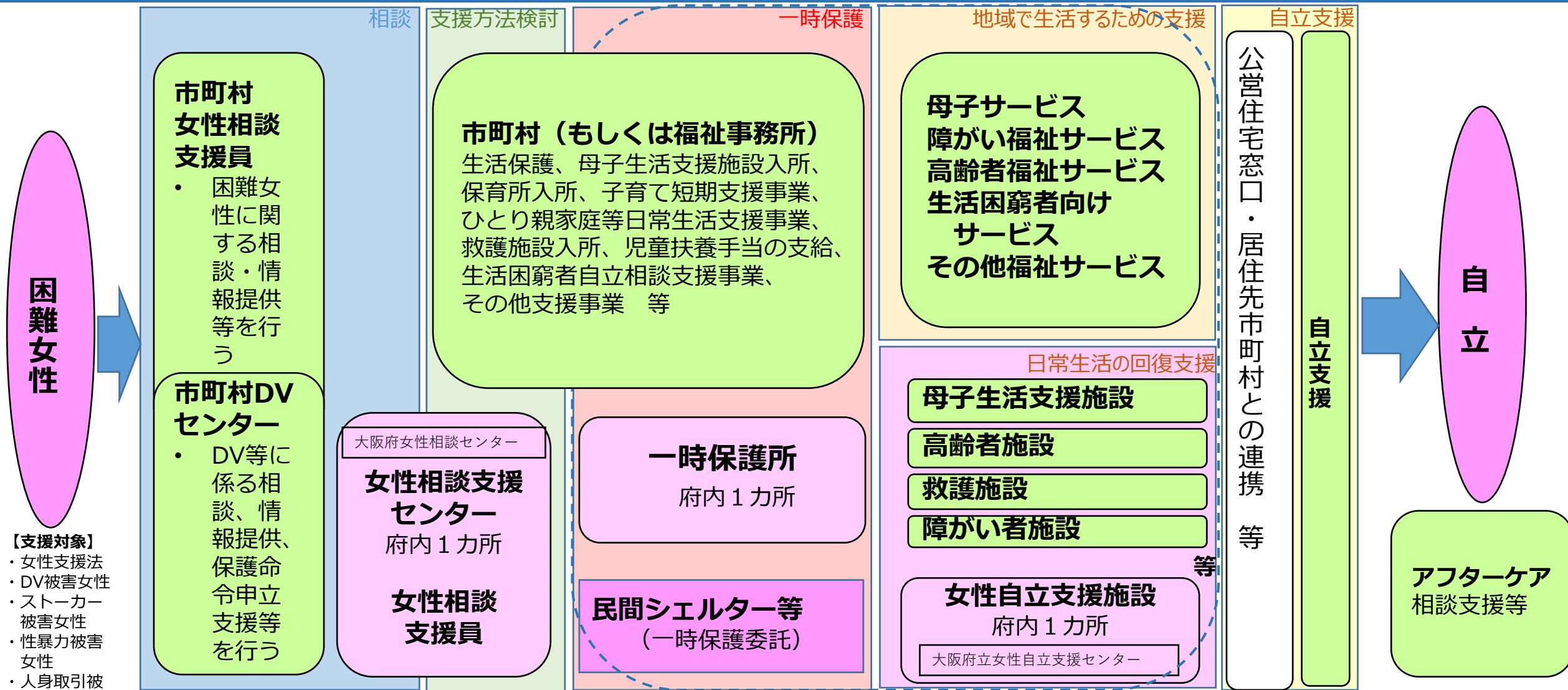
自立

**母子家庭等就業・自立支援センター**：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等

**ハローワーク**：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供

**児童相談所**：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

# 女性支援事業の概要（案）



【支援対象】  
 ・女性支援法  
 ・DV被害女性  
 ・ストーカー被害女性  
 ・性暴力被害女性  
 ・人身取引被害女性 等

**母子家庭等就業・自立支援センター**：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等  
**ハローワーク**：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供  
**児童相談所・市町村こども家庭センター**：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等  
**法律相談、警察、他省庁等関係機関、裁判所 等**